

試験会場番号		
--------	--	--

# 第 20 回

## 社会福祉法人経営実務検定試験

### 問題用紙

### 経営管理

(令和 5 年 12 月 3 日施行)

- ◇問題用紙及び解答用紙の指定の欄に試験会場番号・受験番号と氏名を記入してください。
- ◇受験票を机の通路側に見えるように置いてください。
- ◇机の上には筆記用具、電卓、腕時計、受験票以外は置かないでください。
- ◇会場内では携帯電話の電源をお切りください。
- ◇解答は楷書で明瞭にご記入ください。文字の判別ができない場合や誤字・脱字・略字は不正解とします。
- ◇解答欄には解答以外の記入はしないでください。解答以外の記入がある場合には不正解とします。
- ◇金額は 3 桁ごとにカンマ「,」を記入してください。3 桁ごとにカンマ「,」が付されていない場合には不正解とします。
- ◇検定試験は各級とも 1 科目 100 点を満点とし、全科目得点 70 点以上を合格とします。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも 0 点の大問がある場合には不合格とします。
- ◇試験時間は 13 : 30 から 15 : 00 までの 90 分です。
- ◇途中退室は 14 : 00 から 14 : 50 の間にできます。途中退室された場合は再入室することはできません。なお、体調のすぐれない方は試験監督係員にお申し出ください。
- ◇試験開始時間までに、裏表紙の注意事項もお読みください。
- ◇問題用紙・解答用紙・計算用紙はすべて回収し、返却はいたしません。
- ◇問題と標準解答を 12 月 4 日 (月) 午後 5 時に、(一財)総合福祉研究会ホームページにて発表します。
- ◇合否結果は 1 月下旬ごろインターネット上のマイページで各自ご確認ください。なお、個別の採点内容や得点等についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。
- ◇合格証書は 2 月中旬ごろご自宅に発送いたします。

受験番号		氏名	
------	--	----	--

共催 一般財団法人総合福祉研究会  
公益社団法人全国経理教育協会  
後援 厚生労働省



1

(30点)

社会福祉法人に関する下記の文章の内容が正しいものには○、間違っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉事業は「利用者が出来る限り自分の力で日常生活を送れるように手助けをするための事業」であり、利用者の保護の必要性の低い第一種社会福祉事業と、第一種社会福祉事業よりも比較的利用者保護の必要性が高い第二種社会福祉事業がある。
- (2) 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えない法人を設立するためには、厚生労働省で定める手続きに従って、作成した定款について都道府県知事による認可を受けなくてはならない。
- (3) 第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体、社会福祉法人の他、都道府県知事等への届出を要件に学校法人も行うことができる。
- (4) 特定社会福祉法人以外の社会福祉法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。
- (5) 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされているが、定款によって、その任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することができる。
- (6) 評議員会の特別決議は、議決に加わることができる評議員の過半数の賛成をもって行われる必要がある。
- (7) 常時5人以上の労働者（職員）を使用する社会福祉法人は、就業規則を作成して労働基準監督署へ提出しなければならない。
- (8) 社会福祉法人は、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。
- (9) 保育所の委託費について、一定の要件を満たしていることを前提に、弾力的な運用が認められている。
- (10) 社会福祉法人は、契約にあたり、合理的な理由があれば随意契約によることが可能であるが、250万円を超えない工事又は製造の請負については、2社以上の業者からの見積もりで差し支えない。

2

(30点)

下記の(1)～(15)の文章の( )に当てはまる文言をア～エのうちから1つ選んで解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉法人が社会福祉施設を設置し第一種社会福祉事業を開始するためには、( )に対して必要事項の届出をし、許可を受ける必要がある。
- ア 厚生労働大臣      イ 都道府県知事      ウ 地方厚生局長      エ 税務署長
- (2) 社会福祉法人の定款の記載事項のうち、役員の数その他役員に関する事項は( )である。
- ア 必要的記載事項      イ 相対的記載事項      ウ 記載禁止事項      エ 任意的記載事項
- (3) 社会福祉法人の各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の( ) (上限は当該理事を含めずに3人)を超えてはならない。
- ア 3分の2      イ 2分の1      ウ 3分の1      エ 5分の4
- (4) 社会福祉法人の理事長及び業務執行理事は、( )、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- ア 3か月に1回以上  
イ 少なくとも年に1回  
ウ 毎月  
エ 2年に1回
- (5) 社会福祉法人の理事又は監事の任期は、選任後( )に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任することが可能である。
- ア 4年以内      イ 2年以内      ウ 3年以内      エ 5年以内
- (6) 特定社会福祉法人は、定款に会計監査人の設置について( )。
- ア 定めることができる  
イ 定めなければならない  
ウ 定めないことができる  
エ 定めるよう努めなければならない
- (7) 退職手当の適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払いの方法、退職手当の支払いの時期に関する事項は就業規則の( )である。
- ア 絶対的記載事項      イ 記載禁止事項      ウ 相対的記載事項      エ 任意的記載事項
- (8) 社会福祉法人の職員の休日労働が8時間を超えた場合、8時間超の労働に対して( )の割増賃金の支払いが必要となる。なお、深夜労働は行っていないものとする。
- ア 35%      イ 25%      ウ 60%      エ 45%

- (9) 介護保険の被保険者（加入者）のうち、40歳以上65歳未満の人で（ ）の加入者は第2号被保険者となる。
- ア 厚生年金保険      イ 雇用保険      ウ 医療保険      エ 生命保険
- (10) 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを（ ）。
- ア 提供しなければならない  
イ 積極的に提供しなければならない  
ウ 積極的に提供するよう努めなければならない  
エ 提供するように努めなければならない
- (11) （ ）個人情報を取得する時は、本人の同意が必要である。
- ア 特定      イ 要配慮      ウ 要注意      エ 要保護
- (12) 社会福祉法人は、（ ）について、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。
- ア 現況報告書  
イ 事業計画書  
ウ 財産目録  
エ 監事の意見を記載した書類
- (13) 理事会の権限である法人の業務執行の決定のうち、（ ）は理事長に委任することができる。
- ア 予算の執行  
イ 内部管理体制の整備  
ウ 役員等の損害賠償責任の一部免除  
エ 多額の借財
- (14) 社会福祉施設を経営しない法人は、設立時にその後の事業継続を可能とする財政基盤を有する必要がある、原則として（ ）以上の資産を基本財産として有していなければならない。
- ア 100万円      イ 1,000万円      ウ 1億円      エ 2億円
- (15) 令和2年社会福祉法の改正により創設された社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人等を社員として、相互の業務連携を推進する法人として設立され、所轄庁の認定を受けた一般社団法人であり、自らが（ ）を行うことはできない。
- ア 公益事業      イ 収益事業      ウ 社会福祉事業      エ 地域公益事業

**3** (20点)

社会福祉法人Aの各種経営分析指標と【資料】は以下のとおりであり、記載数値未満の端数は生じていない。これらを参考にして、要約貸借対照表と要約事業活動計算書（一部）のアからコに入る数字を答えなさい。なお、金額欄\*\*\*\*\*については各自推定を要するが解答する必要はない。

経営分析指標名	計算式	比率
流動比率	(流動資産) ÷ (流動負債)	385 %
固定長期適合率	(固定資産) ÷ (固定負債+純資産)	85 %
借入金比率	(借入金残高) ÷ (総資産)	18.5 %
純資産比率	(純資産) ÷ (総資産)	75 %
人件費率	(人件費) ÷ (サービス活動収益)	70 %
経費率	(経費) ÷ (サービス活動収益)	25 %
減価償却費率	(減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額) ÷ (サービス活動収益)	3 %
サービス活動収益対サービス活動増減差額率	(サービス活動増減差額) ÷ (サービス活動収益)	1.52%

【資料】 要約貸借対照表  
令和5年3月31日現在 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	( ア )	流動負債	( エ )
現金預金	410,700	事業未払金	( オ )
事業未収金	163,000	1年以内返済予定設備資金借入金	42,000
貯蔵品	2,800	職員預り金	6,000
その他の流動資産	5,800	賞与引当金	75,500
徴収不能引当金	*****	その他の流動負債	5,500
固定資産	*****	固定負債	*****
基本財産	*****	設備資金借入金	513,000
土地	( イ )	退職給付引当金	*****
建物	2,080,500	負債の部合計	*****
その他の固定資産	*****	純資産の部	
構築物	56,000	基本金	180,000
車輛運搬具	8,940	国庫補助金等特別積立金	( カ )
器具及び備品	40,060	次期繰越活動増減差額	920,000
退職給付引当資産	*****	(うち当期活動増減差額)	(*****)
		純資産の部合計	*****
資産の部合計	( ウ )	負債及び純資産の部合計	( ウ )

要約事業活動計算書（一部）

（自）令和4年4月1日（至）令和5年3月31日

（単位：千円）

勘定科目		当年度決算	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	（キ）
		障害福祉サービス等事業収益	60,000
		その他の収益	20,000
		サービス活動収益計	*****
	費用	人件費	700,000
		事業費	140,000
		事務費	（ク）
		減価償却費	82,000
		国庫補助金等特別積立金取崩額	（ケ）
		徴収不能引当金繰入	*****
		サービス活動費用計	*****
	サービス活動増減差額		（コ）
	サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益
その他のサービス活動外収益			12,000
サービス活動外収益計			12,500
費用		支払利息	5,400
		その他のサービス活動外費用	10,300
		サービス活動外費用計	15,700
サービス活動外増減差額		△3,200	
経常増減差額		*****	

《解答に際しての留意事項》

1. 経費 = 事業費 + 事務費
2. 退職給付引当資産と退職給付引当金は同額である。
3. 徴収不能引当金の残高は、当期繰入額に一致している。
4. 当期活動増減差額は、経常増減差額と同額である。

**4**

(20点)

社会福祉法人B（以下、「B法人」という。）は、就労支援事業として、カレー店を運営している。以下の(1)～(5)の各問に答えなさい。なお、各問はそれぞれ独立しているものとし、税金、時間価値および問題文に記載のない収益・費用を考慮する必要はない。

**【前提】**

B法人は、市販のルーを使用してカレーを製造し、1か月に合計2,000食（20営業日分）を販売している。販売価格及び費用は以下の通りである。

	金額（1食あたり）	備考
販売価格	1,000円	
材料費（変動費）	250円	内訳：肉100円、野菜50円、ルー100円
経費（変動費）	200円	

その他、人件費（固定費）が月に550,000円発生している。

また、次月以降は以下のような価格高騰が見込まれている。

- ① 野菜、ルーそれぞれ100%上昇
- ② 肉、経費が50%上昇
- ③ 人件費（固定費）が600,000円に上昇

- (1) 価格高騰後の1食あたり変動費額及び月間固定費額を答えなさい。
- (2) また、当月及び次月の損益分岐点売上高（＝固定費÷{1－(変動費÷売上高)}）を答えなさい。
- (3) B法人は、市販のカレールーを使っているが、近年の材料費高騰により、次月よりカレーのルーを市販品の購入から自製に変更するかどうか検討している。追加条件1を加味して、カレーのルーを自製に切り替えるべきか解答用紙に従って答えなさい。

追加条件1：カレールーを自製する場合には、ルーに使用するスパイス等の原料が1食あたり100円、追加加工等により経費が1食あたり上記の上昇に加えて追加で150円発生する。

- (4) B法人は、カレー店として店頭販売のみを行っているが、以下の注文Aがあったため次月からの受注を検討している。1日に製造可能なカレーは最大200食であり、店頭では100食の販売が可能であるものとする。もし、生産能力が不足する場合には、店頭販売数量を調整し、最も有利な組み合わせを選択した場合の1か月あたりの活動増減差額を答えなさい。

注文A：近隣の会社から大量注文があった。会社は、B法人のカレーを社員食堂に導入したいという。注文数量は、毎日150食で月に20営業日分である。なお、当該注文を受注することにより配送料が月に2万円増加する。

- (5) B法人は、次月以降ネット販売を検討している。追加条件2～6を加味して解答用紙に従い、ネット販売を導入した場合の活動増減差額の増加額（10年間）を答えなさい。

追加条件2：ネット販売を導入するためにはパッキング用の包装機（40万円）の導入が必要である。当該包装機の耐用年数は10年、残存価格はゼロであり定額法にて1年目の期首に取得したものとして減価償却費の計算を実施する。

追加条件3：包装機は年に1度のメンテナンスが必要であり当該メンテナンスを含めた維持費として年間1万2千円が必要となる。

追加条件4：ネット販売用の追加加工が必要となる。したがって、ネット販売にかかる経費が1食あたり100円追加で発生する。

追加条件5：現状の生産能力では店舗販売用の1日100食とは別にネット販売用に1日200食（年間48,000食）を製造することができるものとする。

追加条件6：ネットでの年間の販売見込みは以下の通りである。

期間	販売数量
1年目	10,000食
2～4年目	20,000食
5～7年目	40,000食
8～10年目	60,000食





## 注意事項

- ◇この問題用紙及び解答用紙の中では、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日／厚生労働省令第 79 号）と、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）を総称して、「会計基準」と表記している。解答に当たっては、令和 5 年 4 月 1 日現在の「会計基準」に基づいて答えなさい。
- ◇問題は大問 1 から大問 4 までであるので注意すること。なお、問題文は金額単位を省略して表示している場合があるので、特に指示のない限り、金額を解答する際には単位を省略して算用数字で示すこと（漢数字や 2 千などの表記は不正解とする）。また、解答がマイナスになる場合には、数字の前に「△」をつけて「△1,000」のように記載すること。